

令和5年 第9回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和5年8月10日（木）

午後2時00分から午後2時41分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	岩村 登美	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	欠	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	欠
吉利 健	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	竹村 寛治
欠	欠	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

な し

農地利用最適化推進委員

山本 祐精
早川 一伸
河島 陽一

上田 誠
吉川 勝弘

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第44号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 こんにちは。
今日は大変お忙しい中、また、台風の後の大変お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。
今日は、今回新しいメンバーになって初の総会になります。どうか皆さん、よろしくお願い致します。また、今回は女性の委員の方も増えて私自身もとても嬉しく思っていますし、頼りにしています。どうかよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 5 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 村山安次委員、2 番 五嶋一精委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 41 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 8 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番及び 3 番は、	三角 1	中田委員より
	申請番号 2 番、4 番及び 5 番は、	1 番	村山委員より
	申請番号 6 番は、	5 番	村嶋委員より
	申請番号 7 番は、	小川 5	野田委員より
	申請番号 8 番は、	9 番	坂本委員より
	申請番号 9 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

中田推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は宅地と農地の交換、これはおじと甥の関係にあたりまして親族間の交換となります。譲受人の家が老築しているため、譲渡人が現在別の場所に住んでおられることから空き家となっております。それで、畑と家を交換させて頂きたいという事で合意をされたという事でした。問題はないかと思しますのでよろしくお願い致します。

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与です。譲受人の方も農業を営んでおられ、機械の所有状況からなら問題はないかと思われます。どうぞよろしくお願い致します。

村山委員 申請番号 2 番と 4 番と 5 番は関連していますので一緒に説明させていただきます。詳細は記載のとおりです。申請理由は譲渡人からの申出による贈与となっています。申請事由について説明させて頂きます。許可申請の土地はもと〇〇在住の〇〇様の所有でしたが、同人が平成〇〇年〇月〇日に死亡し、その一人娘であった〇〇様が相続されました。しかし、〇〇様も令和〇年〇月〇日に死亡し、同人には法律上の相続人が存在せず、そのために〇〇家庭裁判所〇〇支部において、相続人不在の財産管理人として、弁護士の〇〇様が選任されています。同弁護士からの依頼内容は、裁判所から、現在、亡〇〇相続財産として登記されている土地の全部の処分を命じられているため、その手続きをおねがいしたいところです。

そのための処分先として、①〇〇様②〇〇様及び③〇〇様の 3 名が指名されています。3 名共に農業資格を有しているということで、今回の 3 条許可申請をするに至った次第です。以上の経緯です。何卒、ご審議よろしくお願い致します。

村嶋委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与です。共に一緒に住んでおられ、機械等もありますので何ら支障は

ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

野田推進委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人は死亡されており、司法書士の〇〇さんに生前、任されていたようでございます。渡人の方に後継者がおられましたけども、後継者が行方不明ということで、価格を見てもらえればと分かると思いますけども、最安値と言いますか格安価格で売買されておる状況でございます。場所は〇〇方面から〇号線を〇〇方面に下りまして〇〇と〇〇の間を左折して 200m 行った三差路を右へ 500m、そしてその交差点の所に〇〇がありますけども、その交差点を突っ切り 150m 位行ってそれから、その交差点を右に 100m 位行った所の田んぼになります。丁度、〇〇と〇〇の境でございます。ご審議よろしくお願いします。

坂本委員 申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりですけども、内容の方はですね、今、現在、譲受人がその隣接の隣に〇〇a のハウス、トマトを作っておられますけども、建設当初からそれを搬入口として利用されていたと、賃借を結ばれておりましたけども、今回それをですね、売買を行いたいということで提案してございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小田推進委員 申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。貸人と借人がおりまして、借人の方の〇小屋ですね、畜産を営まれまして〇を飼っておられまして、その近くの土地という事で現在、遊休農地となって草刈りだけされていた所を、今度牧草を植える、飼料作物を植えるという事で借りられました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

事務局 はい。

議 長 はい、事務局。

事務局 今の件につきまして、事務局の方から補足説明がありますのでその説明をしたいと思います。
先ほどの申請番号 9 番についてですが、この件に関しましては借人につきましては、過去に違反転用で改善の指導がなされたことがあったとのことですが、県の農業会議に確認したところ、農地法 3 条と農地法 5 条転用の話になります

けども、これらにつきましては別に扱うべきだという回答を受けております。今回の申請書におきましては、借人は農地所有適格法人の要件を満たしていることが確認できておりまして、申請に必要な関係書類、耕作証明書等も提出されており、内容的には問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 いかがでしょうか、意見はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 41 号について承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 41 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
 議案第 42 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 42 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
 次のとおり許可申請があったので審議を求める。
 令和5年8月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長 申請番号 1 番は、 6 番 河野委員より
 説明を求めます。

河野委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
 転用理由は賃貸住宅になっております。4 戸の 3 階建てのアパートができるという事です。区長からの排水同意もとれております。隣接同意はありません。何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお

願います。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号1番について、委員より説明がありましたが、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第42号について承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第42号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第43号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和5年8月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号1番は、	5番	村嶋委員より
申請番号2番は、	8番	山田委員より

申請番号 3 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 4 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は遊漁船待機所です。船は〇〇町にありまして、この場所は〇〇駅と〇〇小学校の中間位にあります。隣接同意、排水同意もあります。始末書添付とありますが、すでに芝生を植えて倉庫が建っておりましたので、始末書添付となっております。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は障がい者福祉施設の建設となっております。場所はですね、今現在、〇〇にある〇〇の下になります。面積が〇〇〇〇と広いので排水に関してですね、調整池を設けるということで、また、区長さんの排水同意をとられておりますし、何ら問題ないかと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅となっております。場所が〇〇の南側になります。4 区画の整備が計画されており、隣接同意、排水同意もとられており、何ら問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

上村推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。親子間の賃貸でございます。現場確認しましたところ、当該土地が駐車場として使用されておりましたので、始末書添付という形になっております。区長さんの排水同意はあります。隣接はありません。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野田推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。場所は〇〇と〇〇の中間点当たりになります。区長の排水同意もとれております。始末書添付となっておりますけども、砂利が入っている状況です。

続きまして、申請番号 6 番についてご説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。場所は〇〇小学校近くの〇〇を道なりに南の方に行きますと〇〇があります。〇〇の前を 150m 位行った所でございます。これも始末書添付となっておりますが、砂利が入っております。排水同意もとれております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員の皆さまから報告がありましたとおりです。

 申請番号1番、4番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

 申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、公益性が高いと認められる土地収用法関係事業であり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

 申請番号3番は、駅、市役所等を中心とした円内の宅地化率が40%を超えている円の区域内にある農地で、農地区分は2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

 申請番号5番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇歯科と〇〇歯科があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

 申請番号6番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から6番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

河野委員 はい。

議 長 はい、河野委員。

河野委員 1番についてですが、遊漁船待機所となってるんですけど、これはお客さんがここで待つということですかね。

村嶋委員 はい、そういうことです。

河野委員 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 6 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 43 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 6 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案 44 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 44 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和5年8月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 22 ページの所有権移転の申請番号 401 番及び 402 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 今月は、農業公社が売り渡すのが 2 件です。
2 件 2 筆の地目が田となり、合計面積は 4,995 m²です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第 44 号について、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 44 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 5 年第 9 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 41 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。